

令和元年度 あきる野商工会



住宅改修工事等 助成事業のご案内

あきる野商工会では、管内住民の消費促進・住環境機能向上等の目的と管内建設業者等の振興を図るため、あきる野市または檜原村居住の方があきる野商工会会員事業者（但し、あきる野市または檜原村に本店登記（機能）が無く一般の地域店舗に比べて規模が大きな事業者などは対象外）による個人住宅本体の修繕・改築における住宅長寿命化、外まわり・水回り等の改修工事等を行った場合に、その費用の一部を助成する「住宅改修工事等助成事業」を実施します。

対象工事

- ◎住宅本体の修繕・改築、外壁修繕・塗り替え等による住宅の長寿命化、省エネ設備機器の導入、外まわり工事全般等による住環境機能の維持・向上等を目的とした工事。
- ◎令和元年6月3日（月）以降に、申請をした後に工事着工し、令和2年2月28日（金）までに工事完了届を提出できる工事。
- ◎工事着工前写真と工事施行中、工事完了後写真が、明確に比較できるように適切な撮影写真・資料を提出できる工事。（工事前・施行中・完了後の写真を同位置・角度・距離で撮影ください）

助成金額

10万円以上（税別）の改修工事等の金額（税別）の5%で、1世帯年1回限り、上限10万円（千円未満端数切捨て）

申請開始

令和元年6月3日（月）*必ず工事着工前に申請。

*申請手続は、先着順で受け付けますが、助成金（予定額を含む）が予算額に達し次第受付を終了いたします。

申請資格

申請日時点で、あきる野市または檜原村に居住する個人で、住民税及び固定資産税を滞納していない方。

*但し、当会とは別にあきる野市または檜原村が実施する助成金・補助金制度との重複利用はできません。

対象住宅

市民または村民が居住する個人住宅

その他

申請関係の詳細は、必ず着工前にあきる野商工会へお問合せ下さい。書類等につきましては、商工会窓口等で配布しています。

問合せ先 あきる野商工会 本所
あきる野市秋川1-8あきる野ルピア3階
TEL 042-559-4511
(担当：久保)

あきる野商工会 五日市支所
あきる野市五日市4-1-1市出張所2階
TEL 042-596-2511
(担当：高橋)